

大阪府がん診療連携協議会
平成28年第2回緩和ケア部会
議事4

平成29年2月1日
大阪府立成人病センター
本館6階講堂

大阪府 がん緩和地域連携パス 作成WG進捗状況のご報告

作成ワーキンググループ代表
蔵昌宏（八尾市立病院）

★国家目標★ がん対策基本法 がん対策推進基本計画

がんになっても安心してくらせる社会の構築

- ① 全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減
- ② 療養生活の質の向上

**医療⇔介護⇔福祉が
有機的に
連携する
ことが重要です**



大阪府がん対策推進条例 (がん医療の充実)第八条

(がん医療の充実)

第八条 府は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切な医療を受けることができるようにするとともに、府民に質の高いがん医療を提供するため、次に掲げる施策を推進するものとする。

- 一 がん診療連携拠点病院の整備
- 二 がん診療連携拠点病院に準ずる病院の整備
- 三 前二号に掲げる病院とその他の医療機関等との役割分担及び連携の強化
- 四 放射線療法及び化学療法の推進
- 五 がん患者の意向を踏まえ、住み慣れた家庭や地域での療養を選択するための在宅医療及び介護の提供体制の整備

六 手術、放射線治療、化学療法、緩和ケア、リハビリテーションその他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成及び確保

七 前各号に掲げるもののほか、府内におけるがん医療の向上のために必要な施策

大阪府がん対策推進条例

平成23年3月22日 条例第68号(平成23年4月1日施行)

大阪府がん対策推進条例 (緩和ケアの推進)第九条

第九条 府は、がん患者の身体症状の緩和や家族を含めた精神心理的問題の援助を治療の初期段階から行う緩和ケアの充実を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 緩和ケア病棟、緩和ケアチーム及び緩和ケア外来の整備の促進
- 二 緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成
- 三 がん患者の状況に応じた治療の初期段階からの緩和ケアの推進
- 四 在宅で緩和ケアを受けられることができる体制整備の支援
- 五 緩和ケアに関する関係機関及び関係団体との連携の強化
- 六 前各号に掲げるもののほか、緩和ケアの充実のために必要な施策

大阪府がん緩和地域連携パス作成ワーキンググループ 結成（平成28年10月6日）16名（+5名）

- | | | | |
|-------------------|---------|----|------------|
| • 大阪府がん診療連携協議会 | 緩和ケア部会員 | 4名 | （医師3看護師1） |
| • 大阪府医師会 | 推薦委員 | 2名 | （医師2） |
| • 大阪府訪問看護ステーション協会 | 推薦委員 | 1名 | （看護師1） |
| • 大阪府介護支援専門員協会 | 推薦委員 | 2名 | （介護支援専門員2） |
| • 在宅緩和ケア提供医師 | 推薦委員 | 4名 | （医師4） |
| • 病院緩和ケア提供看護師 | 推薦委員 | 2名 | （看護師2） |
| • ケアプランセンター | 推薦委員 | 1名 | （介護支援専門員1） |

【顧問】 緩和ケア部会部会長

【アドバイザー】 地域連携パス部会部会長

【他協力】

がん予防情報センター（1名）

大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課がん対策グループ（2名）

「がん緩和地域連携パス作成検討会」
10月・11月・12月・1月
計4回

地域連携において『がん難民』を発生させない
切れ目のない緩和ケアを提供するにはどうすればよいか

- 患者・家族の意向やニーズは変化する
 - * がん患者の症状やADLは常に変化する
 - * 時に急激に悪化し残された時間が短いときもある
 - * 希望される療養の場所も変化する

- 患者・家族が安心してがん療養生活を送るためには、それぞれの変化に応じた迅速なサービスの提供が必要

- 医療機関同士、医療・介護・福祉の連携の仕方は地域や施設によって様々である



それぞれの連携において、切れ目なく迅速に緩和ケア・サービス提供するためには、必要かつ重要な変化ある情報を、速やかに伝達・共有することが肝要である

地域連携における情報提供の問題点

- ・ 診療情報提供書
- ・ 看護サマリー
- ・ MSWサマリー など（各病院の形式）

は施設や担当者によって内容はばらばらである。

必要な情報が十分伝達されないことにより、不利益を被る患者・家族（がん難民）が生じていることがあるのではないか。



必要かつ重要な情報を、速やかに伝達・共有できるように情報シートを作成し活用することで連携パスの機能とする

大阪府全域で、緩和ケア領域の共通の言語を持とう！

カンファレンス情報シートの作成作業を着手

【形式】

- ・ 連携で最低限**必要な情報を抽出**しました
- ・ できるだけ簡素な**チェックリスト形式**にしました
- ・ **役割分担**できるように**職種部門別**にシートで仕分けしました
- ・ 各シートを**埋めると患者の全体像がイメージできる**ことを意識しました

【利用時期】 連携が必要となる時（必ずしも終末期とは限定しない）

【方向】 双方向（病院⇔病院、病院⇔在宅、在宅⇔在宅）でも利用できる

【運用ルール】 各連携機関同士や2次医療圏毎に運用方法策定は一任する

大阪府がん診療連携協議会 緩和ケア部会員の皆さまへ

大阪府では5大がんに関する地域連携パスがすでに運用されています。しかし、がん治療においては手術、放射線治療、化学療法が主体であることは言うまでもなく、全人的ながん治療には緩和ケアも重要な位置を占めています。

そこで、大阪府における病院や地域医療機関との緩和ケアにおいても円滑な連携を構築するため、大阪府がん診療連携協議会緩和ケア部会は大阪府がん緩和地域連携パスワーキンググループ（WG）を立ち上げました。このWGは連携協議会緩和ケア部会委員、大阪府医師会委員、訪問看護ステーション協会委員、介護支援専門員協会委員から構成されました。

そして、**各職種からの意見を集約して必要最小限で運用しやすく簡素なカンファレンス情報シート（大阪府がん緩和地域連携パス）を作成しました。**

本がん緩和地域連携パスを活用いただき、がん専門病院から患者が住まいする地域の病院やかかりつけ医へのがん診療における連携が強化され、患者・家族を支えるために多職種が各専門分野の立場から意見交換を行い、望まれた場所で安心して療養できるようになる一助になることを期待しています。

がん緩和カンファレンス情報シート（パス）の 目標（アウトカム）

- 患者・家族の状態の把握や良好なコミュニケーションを支援できる
 - 急性期病院や在宅や緩和ケア病棟等などのスムーズな連携を支援できる
（例：退院前カンファなどでのチェックリストとしての使用など）
 - 在宅医療などで訪問看護、ケアマネージャー、保険薬局、ヘルパーなどの
関わるすべての事業所・職種中の情報伝達と共有ツールとして使用できる
- ⇒変化のある療養生活の中で、適切な時に適切な医療やサービスを導入できる
ようになる

患者・家族に、共有することの大切さを、説明して理解を得る必要がある

- カンファレンスの内容やこれからの療養生活について話し合ったことを、患者・家族にわかるようなシートを作製しました
- 簡単でもいいので文章で患者家族にわかりやすいように。
- このシートを見て、今はこんな状態なんだと理解しやすくなることを期待

まとめ

がん患者様の地域連携の際に

- ① 診療情報提供書
- ② 看護サマリー
- ③ MSWサマリ など に加えて
- ④ 本カンファレンス情報シート（医療者用） 3枚
- ⑤ カンファ施行+支援説明シート（患者家族用）1枚（A3） 2枚（A4）
在宅医療・介護を利用して自宅で療養生活を開始する皆様へ』（例）

を使用することで…

- 患者・家族の不安を軽減する
 - 医療従事者の不安も軽減・労力軽減・スキル向上につながる
 - 医療・介護・福祉の連携やコミュニケーション強化を支援する
 - 速やかな情報伝達でストレス解消
 - より速いサービス導入で緩和ケアの質が向上！
 - 安心して療養生活を送ることができるようになる
 - 患者・家族の満足度向上！
- (□ 診療報酬ではB-005-6-4、A206あたりに寄与できるか？)

⇒ **そして、がん難民の減少を期待**

最後に【緩和ケア部会員の皆様へお願い】

- 本日までご紹介したパス（仮）について、こうすればいいのではという改善点、修正点やご提案をいただきたく存じます。
2月28日までに緩和ケア部会まで、ご遠慮なくメールかFAXください。
3月以後の作成WG検討会で協議させていただきたいと思っております。
- 本パスが完成した際には、全がん拠点病院のすべての医療従事者の
ご理解とご協力が得られますことを切望しております。
部会員皆様のお力添えが必要ですので、今後ともよろしくお願い申し上げます。
- そして各地域の医療従事者が、地域の実情にあわせて住民の幸せのために
自発的に連携が強化されていくことを期待します。

大阪府がん緩和地域連携パス作成WG委員一同 より